する条例を廃止する条例......

平成二十六年 七月七日

号外第五十六号

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関 例を廃止する条例 青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する条 青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例. を改正する条例..... 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 に関する条例の一部を改正する条例..... る条例及び青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関す 青森県県税条例の一部を改正する条例..... を改正する条例..... 青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部 青森県職員定数条例の一部を改正する条例..... 青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例...... 青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する 青森県特別会計条例の一部を改正する条例..... 青森県いじめ防止対策審議会条例..... 職員の配偶者同行休業に関する条例 条 目 例 次 入 (経営企画室) (保健衛生課) (学校教育課) (職員福利課) **税** (総務学事課))財 務 務 本 職員 同同事 事 育 務 同 政 課) :: 三 課) :: 10 課) 課部 課庁 : = : <u>=</u> : = : : 元 八

青

(対 対 活習慣 が を が

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県

知 事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第六十八号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。) 第二十六条の六第一項 (同条第四項において準用する

場合を含む。) 、第二項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員の配偶者同

行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、 職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その

他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条
法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由 (六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号に

おいて「配偶者外国滞在事由」という。) とする。

- 外国での勤務
- =事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学 (これに準ずる教育施設を含む。) であって外国に所在するもの

における修学 (前二号に掲げるものに該当するものを除く。)

Ξ

学校教育法

前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請

四

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、 配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を

定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する期

間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することがで

きる。

2 第二条及び前条第二項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと
- =配偶者同行休業をしている職員が労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなくなったこと。
- Ξ 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) 第二条第一項の規定に

よる育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、 次に掲げる場合には、 遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合
- 第五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

2

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、 第二条又は第六条第一項の規定による申請があった場合において、 当該申請に係る期間 (以下この項及び第三項において「申請

期間」という。) について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、 当該業務

を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、 申請期間について一年を超え

て行うことができない。

- 申請期間を任用の期間 (以下この条において「任期」という。) の限度として行う任期を定めた採用
- 二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、 前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない
- 3 任命権者は、 第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、そ

の任期を更新することができる。

- 4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 5 任命権者は、 第 一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、 部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、 当該配偶者同行休業

の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において人事委員会規則

の定めるところによりその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、 前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失す
- ると認められるときは、 同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(職員の退職手当に関する条例の特例)

第十一条 職員の退職手当に関する条例 (昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号) 第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、

配偶者同行休業をした期間は、 同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、
同項中
「その月数の二分の一
一に相当す

2

る月数 (地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間に

(施行事項)

ついては、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、 公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法」を「地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十六条の六第七項及び職員の配偶者同行休業に関する条例

成二十六年七月青森県条例第六十八号) 第九条第一項又は法」に改める。

第二十三条第二号中「 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 」を削る。

青森県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青 森 県

知 事

Ξ

村

申

吾

6

青森県いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法 (平成二十五年法律第七十一号) 第十四条第三項の規定に基づき、教育委員会に青森県いじめ防止対策審議会 (以下

「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、 教育委員会の諮問に応じて、県立学校におけるいじめ防止対策推進法第一条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項

同法第二十八条第一項の規定による調査に関する事項その他同法第二条第一項に規定するいじめに関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内をもって組織し、その委員は、 法律、 医療、 教育、 心理、 福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、

員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第四条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、 審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

3

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2

審議会の会議は、

3 審議会の議事は、 出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十四号を第八十五号とし、第七十五号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七十四号の次に次の一号を加える。

七十五 いじめ防止対策審議会委員

第五条中「第八十三号」を「第八十四号」に改める。

第十一条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十五号」に改める。

別表第二産業教育審議会委員の項の次に次のように加える。

同

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十四号を第八十五号とし、第七十五号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七十四号の次に次の一号を加える。

七十五 いじめ防止対策審議会委員

第三条第一項中「第八十三号」を「第八十四号」に改める。

第四条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十五号」に改める。

「産業教 育審 議 会 委 員 に改める。

を いじめ防止対策審議会委員.

別表第三中

「産業教育審議会委員」

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県条例第七十号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例

(昭和三十九年四月青森県条例第五十九号) の一部を次のように改正する。

吾

申

青 森 県

知 事

Ξ

村

第一 項の表青森県就農支援資金特別会計の項中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 (平成七年法律第二号) 第十九条第

項に規定する貸付事業」 を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律 (平成二十五年法律第百二号)

附則第九条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付金及び資金の貸付け」に改め、第二項の表中

青森県母子寡婦福祉資金特別会計

母子及び寡婦福祉法

を

青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計

母子及び父子並びに寡婦福祉法

に改める。

附 則

この条例中第一項の改正規定は公布の日から、 第二項の改正規定は平成二十六年十月一日から施行する。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青 森 県 知 事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第七十一号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例 (昭和三十六年一月青森県条例第十三号) の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、 (同法」 を ヽ 第三十一条の六第一項及び」に改め、 「におい

て準用する場合を含む。)」を削る。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県条例第七十二号

青

森

県

知

事

Ξ

村

申

吾

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例 (昭和三十六年一月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中 「消費生活審議会」という。)」の下に「、 青森県青少年健全育成審議会」 を加える

第十二条第一項中「、 図書類等部会」を 「図書類等部会を、 いじめ防止対策推進法 (平成二十五年法律第七十一号) 第三十条第二項及び第三十一条

第二項の規定による調査に関する事項を調査審議するためいじめ調査部会」に改め、 同条第二項を次のように改める。

2 図書類等部会及びいじめ調査部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名するものとし、当該委員の数は、図書類等部会にあつては十二人以

内、いじめ調査部会にあつては九人以内とする。

第十二条第三項中 「に部会長」を「及びいじめ調査部会に部会長」 ĺĆ マ 図書類等部会」 を「、当該部会」に改め、 同条第四項及び第五項中 図

書類等部会」を 「当該部会」に改め、 同条第六項中「図書類等部会」 の下に「及びいじめ調査部会」を加える。

第二十二条の見出しを「 (消費生活審議会等の臨時委員) 」に改め、 同条第一項中「消費生活審議会」の下に「、青森県青少年健全育成審議会」

を

別表第一青森県青少年健全育成審議会の項中「属させられた」の下に「事項、いじめ防止対策推進法第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に

よる調査に関する」を加える。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青 森 県 知 事 Ξ

村 申 吾

青森県条例第七十三号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例(昭和二十四年九月青森県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「及び法第二十二条第二項」を「並びに法第二十二条第二項、法第二十六条の六第七項及び職員の配偶者同行休業に関する条例 平

成二十六年七月青森県条例第六十八号) 第九条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員

第二条第一項第一号中「三、九四六人」 を「三、五九六人」に、「一三二人」を「一二四人」に改め、 同項第四号中「一九人」を「一八人」に改め、

同項第五号中「三〇九人」を「三〇〇人」に改め、同項第六号中「一〇人」を「九人」に改め、同項第七号中「一六人」を「一五人」に改め、 同項第

凸
九号中
を
三
に改め、
同項第十号中
二五九人」
を「
一三八人
に改め、
同項中
至
六
Ξ
스
を
至
三八
人
に改め、
同条第

項中「第九号」を「第十号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

県 知 事 三 村 申

吾

青森

青森県条例第七十四号

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成十七年三月青森県条例第三号) の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 休業の状況

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第七十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

第一 一条 青森県県税条例 (昭和二十九年五月青森県条例第三十六号) の一部を次のように改正する。

第三十五条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第四十八条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第五十三条中「課される法人税」の下に「若しくは地方法人税」 を、 「連結控除限度個別帰属額」 の下に「及び地方法人税法(平成二十六年法律

第十一号) 第十二条第一項の控除の限度額で政令第九条の七第四項に規定するもの又は同法第十二条第二項の控除の限度額で政令第九条の七第五項

に規定するものの合計額」を加え、「政令第九条の七」を「同条」に改める。

附則第三条の二の三中「第四十条第三項後段 (同条第六項から第十項まで) の下に「及び第十一項 (同条第十二項において準用する場合を含む。

以下この条において同じ。)」を加え、「第十項までの規定により特定贈与等」を「第十一項までの規定により特定贈与等」 に改める。

附則第八条の三中「平成三年四月一日」 を「平成二十六年十月一日」に、「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

附則第八条の四第一項中「五・八分の ・八」を「四分の ・八」に改める。

附則第十八条中 「平成二十年十月一日」 を「平成二十六年十月一日」 ビ 「百分の一・五」 を「百分の二・二」に、 「百分の二・二」 を「百分の

三・二に、 「百分の二・九」 を「百分の四・三」に、 「百分の二・七」 を「百分の三・四」 ľ 「百分の三・六」を「百分の四・六」 に 「百分

の四」」 を「百分の五・一」」 ۱Ć 「百分の五・三」を「百分の六・七」 に 「百分の ・七」を「百分の . 九 に 「百分の四・三」を「百分

第二条 青森県県税条例の一部を次のように改正する

第三十五条第三項中「その事業が行われる場所で地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。) 第七条の三の五に

規定するもの」を「法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設」に改め、同条第八項中「政令」を「地方税法施行令 (昭和二十五年政令

第二百四十五号。以下「政令」という。)」に改める。

第四十条中 「相当する税 (」の下に 「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき

課されるものにあつては、 同法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。 」を加え、 「所得税

法 を 「同法」 に改め、 「控除限度額」 の下に「及び同法第百六十五条の六第一項の控除限度額の合計額」 を加える。

第四十九条第三項中「除く。)」の下に「又は第百四十四条の三第一項 (同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。) 」を加

える。

第五十三条中「施行地に」の下に「本店若しくは」を、 「相当する税 (」の下に「外国法人にあつては、 法人税法第百三十八条第一項第一号に掲

げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、 「控除限度額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項の控除限度額

を 「法人税割額」の下に「 (外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課す

るものに限る。)」を加える。

第五十五条の二第 一項中 「 (同法第百四十五条において準用する場合を含む。) の規定に」を「又は第百四十四条の六第一項の規定に」に、 第

七十五条の二第一項 (同法第百四十五条) を「第七十五条の二第一項 (同法第百四十四条の八」に改める。

第五十五条の五中「第九条の十二」を「第九条の十一」に改める。

第五十六条第六項中「その事業が行われる場所で政令第十条の二に定めるもの」 を「法第七十二条第五号に規定する恒久的施設」に改める。

第五十九条第一項中 「第七十二条の二十三第一項ただし書」 を「第七十二条の二十三第二項」に、 「同項ただし書」を 「同項」に改める。

附則第六条の二第一項中「法附則第三十三条の二第一項に規定する政令で定める」を「政令附則第十六条の二の十一第一項に規定する」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「法附則第三十五条の二の二第一項に規定する政令で定める」を「政令附則第十八条の二第一項に規定する」に改め

る

附則第八条の二の三中「附則第十八条の二第一項」を「附則第十八条の三第一項」に改める。

附則

施行期日)

1 この条例は、 平成二十六年十月一日から施行する。ただし、 第一条中附則第三条の二の三の改正規定及び次項の規定は平成二十七年一月一日から、

第二条中第五十五条の五の改正規定は平成二十八年一月一日から、 第二条中第三十五条、 第四十九条第三項、 第五十三条、 第五十五条の二第一項

第五十六条第六項及び第五十九条第一項の改正規定並びに附則第五項及び第七項の規定は平成二十八年四月一日から、 第二条中附則第六条の _ 第

項 第八条の二の二第一項及び第八条の二の三の改正規定は平成二十九年一月一日から、第二条中第四十条の改正規定及び附則第三項の規定は平成

三十年一月一日から、 第一条中第三十五条第五項の改正規定は地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第四号) 附則第一条第十六号に

規定する日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第一 条の規定による改正後の青森県県税条例附則第三条の二の三の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二

十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 第二条の規定による改正後の青森県県税条例第四十条の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分ま
- での個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 第一条の規定による改正後の青森県県税条例第四十八条及び第五十三条並びに附則第八条の三及び第八条の四第一項の規定は、平成二十六年十月

日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度

- 分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、 なお従前の例による。
- 5 第二条の規定による改正後の青森県県税条例第三十五条第三項、 第四十九条第三項、 第五十三条及び第五十五条の二第一項の規定は、 平成二十八
- 業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、 年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、 なお従前の例による。 同日前に開始した事

(事業税に関する経過措置)

適用し、

同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、

6 第一条の規定による改正後の青森県県税条例附則第十八条の規定は、 平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について

なお従前の例による

- 7 いて適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 第二条の規定による改正後の青森県県税条例第五十六条第六項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税につ
- (青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正)
- 8 青森県県税の特別措置に関する条例 (平成十一年七月青森県条例第三十五号) の一部を次のように改正する。
- 附則第四項中 「平成二十年十月一日」 を 「平成二十六年十月一日」 ビ 「百分の〇・七五」を 「百分の一・一」 ĺĆ 「百分の一・一」」を 「百分

の一・六」に、

「百分の一・四五」

を「百分の二・一五」に、

「百分の一・一二五」を「百分の一・六五」

۱Ć

「百分の一・六五」を「百分の二・

آ آ 二、八 に 四 九七五」に、「百分の三・一五」を「百分の四・〇二五」に、 ľĆ 「百分の三」」を「百分の三・八二五」」に、「百分の三・九七五」を「百分の五・○二五」に、 ľ 「百分の二・〇二五」を「百分の二・五五」に、 「百分の二・一七五」を「百分の三・二二五」に、 「百分の二・五三七五」を「百分の三・七六二五」に、 「百分の二・七」」を「百分の三・四五」」に、 「百分の一・三一二五」を「百分の一・九二五」に、 「百分の二」」を「百分の二・五五」」に、 「百分の一・三五」を「百分の一・七」に、 「百分の三・五」を「百分の四・四六二五」 「百分の二・六五」を「百分の三・三五. 「百分の二・三六二五」を「百分の二・ 「百分の一・八」 「百分の一・九二五」を「百分の を

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

「百分の四・六三七五」を「百分の五・八六二五」に改める。

ľĆ

9 前項の規定による改正後の青森県県税の特別措置に関する条例附則第四項の規定は、 平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の

事業税について適用し、 同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、 なお従前の例による。

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例及び青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県条例第七十六号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例及び青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正

青

森

県知

事

Ξ

村

申

吾

する条例

	-
-	=
	⋿
	*
	* .
•	12
	77:
	Ň
	Λ
	′.'
	1
	Æ
•	.7
- 1	FΩ
- 1	IJĽ
	ĖĪ
- 1	≓÷
	رμ
	1-
	ı۷
	1
	ェ
•	u,
	14
	Z
	6
	1
	~
	•
	`
	-
	⇁
,	/]
	j
	ネ
,	T
	=
	シオネラ
	5
١	15
	7 I I
	"
i	$\bar{\tau}$
(σ.
(σ
(の発
	の発
	の発生
(の発生
(の発生の
(の発生の
(の発生の
(の発生の子
(の発生の子
(の発生の子が
	の発生の子が
	、浴施設におけるレシオネラ症の発生の予防
:	の発生の子所に
	の発生の子院に
	の発生の子がに
	の発生の子院に要
	の発生の子所に製
	の発生の子がに関す
	の発生の子がに関す
	の発生の子がに関す
	の発生の子防に関する
	に関する
	の発生の子防に関する条例の
	に関する
	に関する条例の
	に関する

第一条 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例(平成十七年七月青森県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号ト中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、 「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

(青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例の一部改正)

第二条 青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例 (平成十六年三月青森県条例第二号) の一部を次のように改正する。

第一条中「母子及び寡婦福祉法 (」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法 (」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

県 知 事 三 村

青

森

村申吾

青森県条例第七十七号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三を次のように改める。

(休業をしている職員の給与)

第十九条の三
次に掲げる休業をして
ている職員には、
当該休業をして
ている期間については、
給与を支給しない。
ただし、
第三号に掲げる休業をして
してい

る職員の期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

一 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業

|| 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業

Ξ 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) 第二条第一項の規定による育児休業

第十九条の四を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県知事

Ξ

村

申吾

青森県条例第七十八号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例 (昭和三十六年三月青森県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

本則中「自己啓発等休業」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

附則

}
}
}
{
}
}
}
}
{
{
{
}
}
}
}
}
}
{
{
}
}
}
}
}
}
}
}
}
}
{
{
{
{
{
{
{
}
}

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青

森 県

知

事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第七十九号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例(昭和二十九年六月青森県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「自己啓発等休業中の者」の下に「、配偶者同行休業中の者」を加え、同項の表中「三八六人」を「三七六人」に、「二、七〇八人」

を「二、六九八人」に改め、同条第二項中「自己啓発等休業中の者」の下に「、配偶者同行休業中の者」を加える。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県条例第八十号

Ξ 村 申 吾

青

森

県

知

事

青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例 (平成十二年三月青森県条例第一号) は、 廃止する。

附 則

1 この条例は、 公布の日から施行する。

2 解散した特例民法法人 (廃止前の青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例第一条に規定する特例民法法人で知事の所管に属す

るものをいう。) で清算が結了していないものの監督については、 なお従前の例による。

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年七月七日

Ξ

申

吾

青 森 県 知 事

村

青森県条例第八十一号

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例を廃止する条例

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例 (平成十二年三月青森県条例第九十号) は、廃止する。

附 則

1 この条例は、 公布の日から施行する。

2 解散した特例民法法人(廃止前の青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例第一条に規定する特例民法法人で教育委員会

の所管に属するものをいう。) で清算が結了していないものの監督については、 なお従前の例による。

青森県歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例をここに公布する

平成二十六年七月七日

青

森

県

知

事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第八十二号

青森県歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例

(目的)

第一条 この条例は、 歯と口の健康が糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性に鑑み、 歯科口腔保健の推

進に関する法律 (平成二十三年法律第九十五号。 以下「法」という。) の趣旨を踏まえ、歯と口の健康づくり (歯の機能の回復によるものを含む。

ることにより、歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 以下同じ。) に関し基本理念を定め、 県等の責務を明らかにするとともに、県民の歯と口の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め もって八〇二〇健康社会 (八十歳になっても二十本以上自分

の歯を保つことで、県民が生涯にわたり自分の力で物を食べ、楽しく会話ができ、健康で質の高い生活を送ることのできる社会をいう。以下同じ。)

及び健康長寿の延伸による長寿の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯と口の健康づくりの推進に関する施策は、 次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

一 八○二○健康社会の実現に向け、歯と口の健康づくりを推進すること。

=県民が八○二○健康社会の重要性を深く理解し、生涯にわたって、むし歯、 歯周病、 口腔がんその他の歯科疾患の予防及び歯と口の機能の保持

増進に向けた取組を行うとともに、 積極的かつ定期的に歯科に係る検診 (健康診査及び健康診断を含む。 以下「歯科検診」 という。)を受け、 歯

科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

(出生から六歳までの期間をいう。以下同じ。) から高齢期 (六十五歳以上の期間をいう。以下同じ。) までのそれぞれのライフステー

ジにおける歯と口の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、歯と口の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受けることのできる環境

が整備され、適切かつ効果的に歯と口の健康づくりを推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、 前条に定める基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、 国との連携を図りつつ、 本県の実情に応じた歯と口の健康づくりの

推進に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、 基本理念にのっとり、 歯と口の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深めるとともに、 生涯にわたって自ら歯と口の健康づくり

に取り組むよう努めるとともに、 県 市町村 関係団体等が実施する歯と口の健康づくりの推進に係る施策を積極的に活用し、 歯科検診及び歯科保

健指導を定期的に受けるよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

歯科医師 歯科衛生士、 歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務 (以下「歯科医療等業務」という。) に従事する者 (以下「歯

科医療等業務従事者」 という。) は、 基本理念にのっとり、 歯と口の健康づくりに資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事す

る者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、 県が歯と口の健康づくりに関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2

歯を保とう」という運動をいう。) の普及啓発及び県民の歯と口の機能の保持増進に努めるとともに、 「食」と「会話」という人間の生活の根幹に

関わる「生きる力」 を支援し、八 健康社会の実現に向け、 歯と口の健康づくりの立場から生活習慣の改善を図ることにより、 むし歯、

口腔がんその他の歯科疾患予防及び介護予防に努めるものとする。

(保健の業務に従事する者等の責務)

第六条 保健、 医療 (歯科医療を除く。)、 社会福祉、 労働衛生、 教育その他の歯と口の健康づくりに関連する分野の業務に従事する者及びこれらの

業務を行う団体 (以 下 「保健等業務従事者等」という。) は、 基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口の健康づくりの推進に努めると

ともに、県が講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、 基本理念にのっとり、 その雇用する従業員について、職場環境の整備を行うとともに、 歯と口の健康づくりに関する保健サービス

及び歯科医療を受ける機会を確保する等歯と口の健康づくりの推進に努めるとともに、 県が講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(医療保険者の責務)

第八条 医療保険者 (介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第七項に規定する医療保険者をいう。) は、基本理念にのっとり、県内の医療

保険加入者について、歯と口の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保する等歯と口の健康づくりの推進に努めるものと

する

(基本計画)

第九条 知事は、 県民の歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 歯と口の健康づくりの推進に関する基本計画

(以下「基本計画」という。) を定めるものとする。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 歯と口の健康づくりの推進に関する基本方針
- 二 歯と口の健康づくりの推進に関する目標
- 三 歯と口の健康づくりの推進に関する基本的施策

兀 前三号に掲げるもののほか、 歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画は、 健康増進法 (平成十四年法律第百三号) 第八条第一項の規定により定められた青森県健康増進計画 (以下「青森県健康増進計画」

ح

- いう。) との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 知事は、 基本計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 歯科保健に関する学識経験を有する者及び保健等業務従事者等の意見を聴くとともに、

県民及び市町村の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、 歯と口の健康づくりに関する施策の進捗状況、 社会状況の変化等を踏まえ、 基本計画を変更するものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、 前項の規定により基本計画を変更しようとする場合について準用する。
- 8 知事は、毎年度、基本計画の実施状況を公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、 県民の歯と口の健康づくりを推進するため、 次に掲げる基本的施策を推進するものとする。

- 乳幼児期から高齢期までの、それぞれのライフステージにおける歯と口の健康づくりに資する情報の収集及び普及啓発その他の歯と口の健康づ
- くりに関する県民の意識を高めるための活動を促進するために必要な施策

- =歯と口の健康づくりに関する教育、 保健サービス及び歯科医療を円滑に受ける機会を確保するために必要な施策
- Ξ 妊娠・周産期において必要な歯と口の健康づくり及び妊産婦が身近に安心して歯と口の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受けら

れるようにするために必要な施策

四 乳幼児期、 少年期 (七歳から十五歳までの期間をいう。) 及び青年期 (十六歳から二十五歳までの期間をいう。以下同じ。) におけるフッ化物

応用その他むし歯予防及び歯肉炎予防対策の推進のために必要な施策

五 青年期、 壮年期 (二十六歳から四十五歳までの期間をいう。) 、中年期 (四十六歳から六十四歳までの期間をいう。) におけるむし歯

歯周病、

口腔がんその他の歯科疾患の予防及び進行の抑制のために必要な施策並びに高齢期にあっては当該施策及び歯と口の機能の保持増進のために必要

な施策

- 六 障害者、 介護を必要とする者等が歯と口の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受けられるようにするために必要な施策
- 七 食育及び生活習慣病対策において必要な歯と口の健康づくりのために必要な施策
- 八 乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおける定期的な歯科検診の受診の勧奨等のために必要な施策
- 九 歯科医療等業務従事者の資質向上を図るために必要な施策
- 十 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策

(歯と口の健康実態調査)

第十一 県は、 おおむね五年ごとに、歯と口の健康づくりに関する健康実態 (歯科疾患の罹患状況等を含む。) を明らかにするための調査を行い、

その結果を速やかに公表するものとする。

2

県は、 前項の調査結果を検証し、歯と口の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させるものとする。

(歯と口の健康づくり月間)

第十二条 県は、 歯と口の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口の健康づくりが積極的に行われるよう歯と口の健康づく

り月間を設ける。

2 歯と口の健康づくり月間は、毎年十一月一日から同月三十日までの期間とする。

3 県は、 市町村その他歯と口の健康づくり推進に関する取組を行う者と連携し、歯と口の健康づくり月間の趣旨についての普及及び啓発に努めるも

のとする。

(施策の推進における連携)

第十三条 県は、 歯と口の健康づくりの推進に関する施策を実施するに当たり、 市町村、 歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者等、 事業者、 医療

保険者等との連携を図るものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、 歯と口の健康づくりの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている青森県健康増進計画中歯と口の健康づくりに係る部分は、第九条第一項の規定により定められた基本計画

とみなす。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 |

社 | 定価小口一枚二付十五円四十四銭号 | 毎週月・水・金曜日発行